

地域漁業学会

会 報

【発行】

地域漁業学会 事務局

〒890-0056 鹿児島市下荒田 4-50-20

鹿児島大学水産学部内

chiikioffice@gmail.com

Tel&Fax 099-286-4280

<http://jrfs.org/>

No.85

2011年3月

目 次

1. 地震被災者支援に係る募金のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 会長・副会長
2. 第52回大会印象記
 - 1) 地域漁業学会への初参加をふり返って・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 森本剣太郎
 - 2) 水産業に携わっていくために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 飯尾さゆり
3. 第52回総会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 学会事務局
 - 1) 51期決算報告
 - 2) 52期予算計画
 - 3) 新委員会構成
 - 4) 学会賞受賞者
 - 5) 倫理規定策定特別委員会からのお知らせ
 - 6) 編集委員会からのお知らせ
 - 7) 次期大会の開催地等について
4. 事務局からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 学会事務局
 - 1) Webサイトの変更について
 - 2) 海外在住会員会費のクレジットカード払いについて

1. 地震被災者支援に係る募金のお願い

2011年3月18日

地域漁業学会の会員の皆さまへ

地域漁業学会会長 山尾政博
同 副会長 若林良和

東北地方太平洋沖地震被災者支援に係る募金のお願い

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、連日報道されているとおり、3月18日現在、死者・行方不明者は1.5万人を超え、40万人を超える人々が避難生活を余儀なくされるという、未曾有の大災害となっています。そして、ご承知のとおり、三陸から房総までの地域は、日本有数の水産地域でもあり、水産関係者や水産関連施設に甚大な被害が発生しております。

地域漁業学会としては、被災地の水産関係者をはじめ被災者の救援活動や避難生活の支援のため、義援金を届けたいと考えた次第です。

この募金活動は、本学会のほか、漁業経済学会、北日本漁業経済学会の3学会が共同で行い、一括して適切な機関に寄附する予定であります。したがって、これら3学会に重複して会員となっている皆さまは、いずれかの学会窓口にて募金していただければ、結構です。

ついては、1,000円を1口として義援金を募集いたしますので、ご賛同いただける方は早急に、以下の本学会の通常の口座にお振り込みくださいますようお願いいたします。なお、寄付者のお名前と金額については、非公表とさせていただきます。

学会事務局でとりまとめ、寄付の対象機関などについては早急に3学会会長が合議して決定することにさせていただきます。それらの詳細は、決定次第、学会HPや会報などで報告させていただきます。

皆さまには、本趣旨をご理解いただき、何卒ご支援、ご協力いただきますよう心よりお願い申し上げます。

<振込先>

学会の通常の振込口座です。必ず、「地震被災者募金」と注記してください。

口座名 : 地域漁業学会

郵便振替 : 01750-0-83886

<地域漁業学会事務局連絡先>

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-50-20 鹿児島大学水産学部内

tel & fax 099-286-4280

これまで著者は海岸土木工学を中心に研究してきたが、縁があって今年の夏に地域漁業学会に入会を済ませ、11月6、7日に開催された第52回愛媛大会に初めて参加した言わば水産学分野の“素人”である。本寄稿は、“素人”が愛媛大会を振り返った寄稿である。

大会スケジュールは、初日の午前一般学会と同様形式の研究者による個別報告と、午後地元愛媛県で奮闘している生産者と行政職員による講演（ミニシンポジウム）、2日目には養殖マダイを主題とする基調講演と議論（シンポジウム）が催された。この“素人”は、当初大会に臨むにあたり個別報告を通じて最新研究動向を得る目的で参加した訳であるが、大会を終えて思いを巡らせたのは地域交流のミニシンポジウムと養殖マダイのシンポジウムであった。特に印象に残った内容は、ミニシンポジウムでは生産者サイドのダイレクトな声が聞けたこと、宇和海という局地的フィールドではあったものの産学官の連携がしっかりと取れていること、その関係者全員の目標が統一されており、また各担当者・機関の目標達成に至るまでの段階が明確に整理されていたこと、そして講演者の意識と講演内容の質の高さに驚いたことである。また、2日目のシンポジウムでは、午前の養殖マダイの川上から川下産業までの構造化と役割の詳細報告、午後には養殖マダイのさらなる認知と普及を目指したターゲットや課題への議論内容が印象に残った。一つ言わせてもらえば消費者サイドの講演が含まれていたならばもっと良かったのだが、とにかく大会は大いに盛り上がった。

ただ、九州に30年以上住んだことのある“素人”にとって、既にマダイが大衆として位置づけられていたことに大変なショックを覚えた。子供の頃はマダイは値段が高く高嶺の花であったが、養殖技術の発展や流通の高度化にともない大量安定供給が可能となり、多くの人々が気軽に味わうことができるようになったことは嬉しい限りだが、複雑な思いもある。かつてわが国の魚食文化は、新鮮な魚介以外は塩漬け、乾物、燻製や発酵等の加工・保存処理を経て口にしてきた。しかしながら、今日においては全国どこでも新鮮な魚介を入手できるようになり、加えて外食産業やコンビニエンス・ストア等のチェーン展開やテレビ料理番組を介して味や調理の均一化が図られてきた。一方で、西日本と東日本のダシと醤油文化やタイとマグロ食のように依然として味付けや価値観の相違も見られ、地域の歴史・文化・産物を反映した郷土料理やそれに依存せず地域にすっかり定着したご当地グルメ等の地域食も注目されている。つまり、味・調理の全国均一化と地域食の差別化が交錯している中、本大会で議論された魚介の生産から消費までの技術・流通の方策如何によっては、今後のわが国の魚食文化に多大な影響を及ぼし、本学会が担う役割はますます期待されると感じられた。

水産業に携わっていくために

愛媛大学大学院 飯尾 さゆり

平成22年11月6日から7日にかけて愛媛県松山市の愛媛大学で地域漁業学会第52回大会(愛媛大会)が開催されました。この開催に向けて、若林先生・竹ノ内先生を筆頭に院生や学部生などで2、3カ月かけて準備をしてきました。このかいあってか、スムーズにお出迎えができたのではないかと思います。

個別報告は13本で従来の報告より少ないということを知っていました。また、愛媛は交通が不便な地域ということもあり、開催側としてどれくらいの方が来てくれるのか不安でしたが、当日は多くの方々に足を運んで頂きました。

今大会では、運営スタッフにも携わっており、全体を聞くことはできませんでしたが、報告者・運営スタッフの立場から大会全般の印象について述べます。

今回は、愛媛県松山市での同大会の開催をきっかけに「産地主導の水産物の流通・販売戦略～愛媛県三崎漁協を事例として～」という題で個別報告させて頂きました。しかし、報告は必ずしも褒められるようなプレゼンテーションではありませんでした。質疑応答も主旨を理解できず、答えまで誘導してもらったのが申し訳なく思っていました。一方で質問を下された方の優しさや暖かさも感じました。また、この発表によって色々な知見や経験、多くの方々と交流が生まれたことに感謝したいです。特に、懇親会の席上では様々な方と話しをする機会があり、さらなる質問や発表の深部について伺うことができ、より一層理解が深まったように思います。そして、この懇親会ではミニシンポで報告された方々のマダイやブリやカツオのたたき、じゃこ天などが振舞われ、愛媛の魚を思う存分味わい、知ることもできました。

運営スタッフとして当日は、主に撮影や録音・会場準備等に携わりました。その中で、ミニシンポ・シンポジウムの撮影が意外と大変でした。というのも、タイレッドが登場した時は、自分の笑い声が入らないように堪えたり、総合討論の時には各者の話に引き付けられカメラを発言者に向けるのを忘れてしまう程のインパクトがあったからです。

このように愛媛での同大会は、2日間という短い間でしたが、多くのことを考え・気づかせてもらいとても贅沢な時間だったと感じます。来春から全漁連の一職員となる予定なので、この大会に参加した経験を活かしながら頑張っていきたいです。

3. 第52回総会報告

1) 第51期決算報告

1. 一般会計の部

(1) 収入の部

費目	予算額	決算額	増減(決算-予算)
前期繰越金	2,223,676	2,223,676	0
会費収入	1,900,000	1,668,000	(232,000)
一般会費	1,500,000	1,498,000	(2,000)
学生会費	200,000	120,000	(80,000)
団体会費	200,000	50,000	(150,000)
大会参加費	150,000	84,000	(66,000)
抜刷自己負担金	0	8,400	8,400
学会誌販売収入	120,000	440,000	320,000
投稿料収入	300,000	330,000	30,000
寄付金		100,000	100,000
雑収入	1,000	169	(831)
			0
合計	4,694,676	4,854,245	159,569

(寄付金は近藤信義会員からのものである。)

(2) 支出の部

(2) 支出の部

費目	予算額	決算額	増減(決算-予算)
本部事務費	200,000	147,100	(52,900)
通信・郵送費	130,000	113,880	(16,120)
労賃・謝金	50,000	33,000	(17,000)
消耗品費	20,000	220	(19,780)
学会誌作成費	2,500,000	2,606,885	106,885
印刷費	2,500,000	2,586,885	86,885
労賃・謝金	0	20,000	20,000
消耗品費	0	0	0
名簿・会報作成費	0	0	0
理事会運営費	0	0	0
部会費(10000*7部会)	0	0	0
委員会費(10000*5委員会)	0	0	0
学会賞副賞費	0	0	0
大会準備費	200,000	0	(200,000)
(内要旨集印)	100,000	0	(100,000)
学術会議等団体活動費	0	0	0
予備費	0	30,840	30,840
小計	2,900,000	2,784,825	(115,175)

次期繰越金 1,794,676 2,069,420 274,744

合計 4,694,676 4,854,245 159,569

(予備費は、投稿料の2重払いに関する払戻金)

(大会準備金支払い・要旨印刷代金支払いは次期に繰り越し)

(現金は期末以降に315,750円を引き下ろしている。また期末以降現在までの支払い領収書合計金額は152,730円となっており、11/5時点での現金残高は199,965円である。)

2) 第52期予算計画

1. 一般会計の部

(1) 収入の部

費目	52期予算額	51期予算額	増減(52期-51期)
前期繰越金	2,069,420	2,223,676	(154,256)
会費収入	1,900,000	1,900,000	0
一般会費	1,500,000	1,500,000	0
学生会費	200,000	200,000	0
団体会費	200,000	200,000	0
大会参加費	100,000	150,000	(50,000)
抜刷自己負担金		0	0
学会誌販売収入	120,000	120,000	0
投稿料収入	300,000	300,000	0
寄付金			0
雑収入	1,000	1,000	0
合計	4,490,420	4,694,676	(204,256)

(収入源である会費収入の確実な徴収が期待される)

(2) 支出の部

費目	52期予算額	51期予算額	増減(52期-51期)
本部事務費	160,000	200,000	(40,000)
通信・郵送費	130,000	130,000	0
労賃・謝金	20,000	50,000	(30,000)
消耗品費	10,000	20,000	(10,000)
学会誌作成費	2,520,000	2,500,000	20,000
印刷費	2,500,000	2,500,000	0
労賃・謝金	20,000	0	20,000
消耗品費	0	0	0
名簿・会報作成費	0	0	0
理事会運営費	0	0	0
部会費(10,000*8部会)	0	0	0
委員会費(10,000*7委員会)	0	0	0
学会賞副賞費	100,000	0	100,000
大会準備費	400,000	200,000	200,000
(内要旨集印)	200,000	100,000	100,000
学術会議等団体活動費	0	0	0
予備費	0	0	0
小計	3,180,000	2,900,000	280,000
次期繰越金	1,310,420	1,794,676	(484,256)
合計	4,490,420	4,694,676	(204,256)

(支出中最大費目である印刷費の抑制が必要)

3) 学会賞受賞者

2010年の地域漁業学会(愛媛大会)において、以下のとおり、中楯賞および柿本賞の受賞が決まりました。なお、地域漁業学会賞は該当がありませんでした。

<地域漁業学会功労賞(柿本賞)>

古谷 和夫 会員

<地域漁業学会奨励賞(中楯賞)>

川辺 みどり 会員(東京海洋大学)

1999年に多屋勝雄先生にご紹介いただき、地域漁業学会に入会いたしました。それまで研究といえば自然科学的アプローチしか知らなかった私には、沿岸地域について社会科学的にアプローチし、その情報と意見をわかちあう場である本学会はたいへん新鮮でした。それから10年余、現場と学会・研究会で多くの方々に支えられながら、沿岸資源環境の利用と保全について調査と報告を続けてこられたことを本当に幸せだと思っております。今回の受賞を「もっと真摯に研究しなさい」、という天の声と受け止め、精進したいと思います。ありがとうございました。

4) 新委員会構成

日韓交流を推進するための「日韓交流特別委員会」と、学会の倫理規定を策定するための「倫理規定策定特別委員会」が制定されました。また、任期満了に伴い、学会賞選考委員の一部と研究企画委員が改選されました。

(1) 日韓交流特別委員会

- ・竹ノ内 徳人 (愛媛大学) ●
- ・亀田 和彦 (長崎大学) ○
- ・姜 鍊實 (全南大学校)
- ・田和 正孝 (関西学院大学)
- ・常 清秀 (三重大学)
- ・波積 真理 (熊本学園大学)
- ・玉置 泰司 (中央水産研究所)
- ・東村 玲子 (福井県立大学)

(2) 倫理規定策定特別委員会

- ・磯部 作 (日本福祉大学) ●
- ・河原 典史 (立命館大学)
- ・林 紀代美 (金沢大学)

(3) 学会賞選考委員会

- ・片岡 千賀之 (長崎大学) ●#
- ・三輪 千年 (水産大学校) #
- ・田和 正孝 (関西学院大学) #
- ・田坂 行男 (中央水産研究所) #
- ・伊藤 康宏 (島根大学) *
- ・島 秀典 (鹿児島大学) *
- ・磯部 作 (日本福祉大学) *

(4) 研究企画委員会

- ・佐野 雅昭 (鹿児島大学) ●
- ・佐々木 貴文 (鹿児島大学)
- ・鳥居 享司 (鹿児島大学)
- ・三輪 千年 (水産大学校)
- ・甫喜本 憲 (水産大学校)
- ・若林 良和 (愛媛大学)

注： (1) 研究企画委員の任期は1年とする。

(2) ●は委員長、○は副委員長を表す。

(3) 学会賞選考委員の*は2011年9月、#は2012年9月任期を表す。

5) 倫理規定制定特別委員会からのお知らせ

地域漁業学会では、倫理規定策定作業を進めております。以下に、日本学術会議（当学会も協力団体であるが、この協力団体に登録されていないと一般に学術団体として認められない）が2006年に発表した「科学者の行動規範」、倫理規定策定特別委員会委員長の磯部理事と同委員の河原理事が作成した「地域漁業学会倫理規定原案」、およびそれに対する佐野理事の「意見」を示します。他には意見は出ていません。ご意見がありましたら、事務局もしくは地域漁業学会会員メーリングリストまでお願いいたします。なお会員メーリングリストに加入希望される会員は、事務局までご一報ください。

(1) 科学者の行動規範（日本学術会議）

科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。

ここでいう「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。

このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を成すことを求めている。したがって、科学がその健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立

する必要がある。科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。

これらの基本的認識の下に、日本学術会議は、科学者個人の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり策定した。これらの行動規範の遵守は、科学的知識の質を保証するため、そして科学者個人及び科学者コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るために不可欠である。

(科学者の責任)

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の行動)

- 2 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

(自己の研鑽)

- 3 科学者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

(説明と公開)

- 4 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

- 5 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

- 6 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

- 7 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

- 8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 9 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

- 10 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 11 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。(以上)

(2) 地域漁業学会倫理規定(案)

第1条(社会的責任)

会員は、社会における役割の重要性を認識し、自らの専門知識を活かして、地域漁業の課題や社会の負託に相応しい研究活動を行い、社会の発展に寄与する。

第2条(自己の研鑽)

会員は、地域漁業の分野における自らの専門知識と能力の向上に努める。

第3条(情報の公開)

会員は、研究の遂行を通して得られた成果を積極的に公開し、社会に還元する。

第4条(法令等の遵守)

会員は、法律、法令などを遵守し、社会的規範に背くことなく、良心に従って研究をする。

第5条(知的財産権の保護)

会員は、自らの知的財産権の保護・利用を図り、また、他者の研究成果を尊重し、他者の著作権などの知的財産権を保護する。著作権の侵害、論文の剽窃、盗用などは行わない。

第6条(他者の尊重)

会員は、他者を尊重し、他者の意見、主張、批判などを謙虚に受けとめるとともに、他者の批評は適切に行い、誹謗中傷は排除する。

第7条(個人情報等の保護)

会員は、調査研究などで入手した個人情報などの保護に努める。

第8条(公平性の確保)

会員は、基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、思想信条、宗教、障害の有無などに拘わらず、公平に対応する。

(3) 佐野理事による意見

- ① 日本学術会議の定めた「科学者の行動規範」(以下、「軌範」と呼ぶ)に準拠した方がよいのではないか。この「軌範」は「すべての学術分野に共通する必要最小限の倫理規範である。」と学術会議により定められており、内容が逸脱したり欠落することは学術会議協力団体として義務違反であり許されないものである。倫理規定において「軌範」の内容を変えるとすれば、さらに厳しいものとする事しか許されないものと思われる。

- ② 特に、この「規範」の核心部分であり、精神でもある以下の箇所とその内容、
(研究活動)

5 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

6 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

の内容が原案には見あたらないことは、現代的な倫理規定として適切とは思われない。

③ 原案では（知的財産権の保護）という中に、上記「軌範」における第5条（研究活動）の内容が一部だけ盛り込まれているが、それは知財保護の文脈で語られるべきではなく、倫理規定の最も根幹となる（研究者の行動）として語られるべきであろう。このままでは我が学会の倫理水準は「知財」に関することにしか及ばず、行動の「倫理」としてはかなり低いものという印象を社会に与えかねない。また、「軌範」における第6条（研究環境の整備）も学会として遵守する必要があるであろう。

④ また「軌範」では、
（他者との関係）

9 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

とあるが、原案では

第6条（他者の尊重）

会員は、他者を尊重し、他者の意見、主張、批判などを謙虚に受けとめるとともに、他者の批評は適切に行い、誹謗中傷は排除する。

となっており、内容が大きく異なってしまう。「軌範」では、研究者は研究においてお互いに批判を恐れず厳しく議論すべきであること、しかし同時にお互いに謙虚に受け入れるべきであることが謳われている。しかし原案では、むしろ他者への気配りだけが守るべきものとして示されており、「互いに研究内容の厳しい批判はし合わないようすべし」という内容に歪曲されて外部に受け止められかねない。また「誹謗中傷」のような、「軌範」にない文言を使う必要はないのではないか。

⑤ 「軌範」に対してのこれまでの学界の論評は、「これでは手ぬるい」、「具体性に欠ける」、というものが多く、「厳しすぎる」という評価は全くといってよいほど見られない。つまり他の学術団体においてこれは「必要最小限」のモラルと考えられている。倫理規定は、「軌範」の内容をトーンダウンさせるわけにはいかないであろう。より厳しい内容とするのでないならば、「軌範」をそのまま我が学会の倫理規定とすればよいと考える。また改編するにせよ、本文あるいは前文のどこかで我が学会は「軌範」を遵守すると謳うこと、が必要ではないだろうか。

⑥ 倫理規定は学会の学術的誠実さを社会に示すものであり、一度作成したら、軽々には変更できないものである。「軌範」を尊重する立場に立ち、慎重な議論をお願いしたい。

6) 編集委員会からのお知らせ

『地域漁業研究』の編集規程、英文標記および投稿規程が以下のように改訂・修正されるとともに、新たに『地域漁業研究』審査規程が制定されましたのでお知らせいたします。HPにも掲載していますので、これらを熟読の上、積極的な投稿並びに慎重な査読をお願いいたします。

(1) 地域漁業学会学会誌編集規程（最新版）

1. 投稿原稿の審査、報文の種類、形式、編集の体制、学会誌の発行部数および寄贈依頼の承認その他の必要事項は、学会誌編集委員会が決定する。
2. 投稿原稿の査読者の人選・委嘱は学会誌編集委員会が行う。査読者は1編当たり複数名とする。
3. 学会誌の刊行は年2回以上とする。
4. 投稿規程については、理事会の承認を得て学会誌に公示する。

(2) 学会誌英語表記の一部修正

- ・ Article → Scholarly Paper（学術論文）
- ・ Research Note → Scholarly Article（学術的記事）

(3) 『地域漁業研究』 投稿規程

地域漁業学会会員および編集委員会は、原稿の投稿と学会誌の発行に関し、特に定めない場合においては、独立行政法人科学技術振興機構が定めた「科学技術情報流通技術基準（S I S T）」における「学術論文の執筆と構成」（2010. 3. 25 改訂）に従うこととする。

1. 投稿資格

本誌への投稿は、地域漁業学会の会員に限る。ただし、編集委員会からの依頼原稿の著者や、筆頭者以外の共同執筆者のなかに非会員が含まれることはさしつかえない。

2. 著者の範囲

論文の著者は実際にその研究に携わった者であり、論文の内容に責任を持つ者とする。研究に対して助言を与えた者、研究を支援した者については著者には含めないこととし、必要があれば謝辞等で述べる。筆頭著者は主著者とする。

3. 原稿の種類

原稿は、大会シンポジウム報告論文、論文、研究ノート、実態調査、書評などで未発表のものに限る。ただし、以下の内容を学術論文として再構成した原稿は未公表扱いとする。

- ①本学会および他学会、シンポジウム等の研究集会、国際会議等において口頭発表したもの。
- ②大学・自治体・研究機関等において部内発表あるいは査読制度のない機関誌等に掲載されたもの。
- ③大学における卒業論文、修士論文、博士論文等で発表されたもの。
- ④国、教育機関、研究機関、自治体、業界団体、民間企業等からの委託あるいは助成を受けた研究等の成果報告書あるいはその一部で、投稿者が著作権を有するなど学術誌への投稿に際して支障のないもの。

ただし、これらの場合、原稿中にその旨を記載し、投稿原稿に関連する論文等の写しを添えて投稿する。なお、他学会の学会誌等との重複投稿を禁ずる。

4. 原稿の形式

原稿の枚数は、400字詰め横書き原稿用紙換算で論文・実態調査は40～50枚、研究ノートは30～40枚、書評10～15枚、その他は30～40枚程度とする。ただし図表は含めない。また図表数は6葉以内とする。原稿の書き方については、別に定める執筆要領に従う。

5. 原稿の提出

原稿3部を提出する。掲載が決まった原稿は、執筆要領にしたがって記載されたオリジナル原稿と電子ファイルを提出する。手書き原稿は受け付けない。

6. 使用言語

使用する言語は日本語または英語とする。なお、原稿には日本語と英語両方のタイトルと要約を付す。ただし書評に関しては、日本語と英語のタイトルを付し、要約は付さなくてよい。審査の結果、提出原稿の訂正を求めることがある。

7. 原稿の採否

原稿の採否は、査読者による査読を経て、編集委員会において判定する。

8. 実費負担

掲載が決まった原稿については掲載料30,000円を徴収する。ただし、抜き刷り100部を含む。抜き刷りの追加作成については投稿者の実費支払いとする。50部あたり税込み8,400円とし、50部単位で作成することができる。

9. 著作権

学会誌掲載文の著作権は地域漁業学会に帰属する。

10. 原稿の送り先・連絡先

〒890-0056 鹿児島市下荒田 4-50-20 鹿児島大学水産学部内 地域漁業研究編集委員会

TEL 099-286-4290 FAX 099-286-4297 メールアドレス chiikihenshu@gmail.com

付記：この規定は平成 22 年 11 月 29 日から適用する。

(4) 『地域漁業研究』 審査規程

『地域漁業研究』に掲載される原稿の審査は本規程による。

(審査の目的と構成)

編集委員会は、本会会員からの投稿原稿のうち査読を必要とするものすべてについて、本誌への掲載可否の判定を下すための審査を行う。審査は投稿原稿の書式等の形式的確認、査読者の選定ならびに委嘱と査読結果の受理、および掲載可否の判定とその通知、から構成される。

(原稿書式等の形式的確認)

編集委員会は、投稿規程及び執筆要領に基づき、投稿された原稿のページ数の大幅な超過あるいは過小、指定された様式からの大幅な逸脱、あるいは内容や表現方法等が著しく不相当であると判断したときには、査読あるいは掲載可否の判定に入る前に、投稿者に対して不適切性を通知し、再投稿を求めることができる。

(査読者の選定と委嘱)

編集委員会は、掲載可否の判定を下すための審査資料を得ることを目的として、投稿原稿の内容から適切と考えられる専門家複数名に対して査読を委嘱する。査読者の氏名は編集委員会外部に公表されない。同時に査読者に対しても、投稿者の氏名、所属等の個人情報特定できないように配慮する。

(査読者の責務)

査読は学会誌の質の向上を図るために、批判的かつ建設的な観点から行うものとする。また査読者は査読を通じて知り得た内容について、査読結果の作成以外に用いてはならない。

(査読の対象)

査読を必要とする原稿は、「大会シンポジウム報告論文」、「論文」であり、それ以外の種類の原稿については査読を行わず、編集委員会の判断のみで掲載可否の判定を下す。ただし、査読を行わない原稿に関しても、編集委員会は若干名の専門家に対し原稿の学会誌掲載に対する意見を求めることができ、さらに著者に対して加筆・修正を求めることができる。

(査読の期限)

査読期間は原則として1ヶ月とする。期限日を超過しても査読結果が提出されない場合は、編集委員会は当該査読者と協議の上当該査読者への委嘱を取り消し、新規の査読者を選定、委嘱することができる。

(査読の観点)

査読者は、以下の3つの観点から査読を行う。

1. 学術論文としての構成および論旨の明確性
- 1-1. 研究課題の背景、意義、必要性が、研究史を踏まえた上で明瞭かつ説得的に述べられているか。
- 1-2. 研究課題からみて、論文の構成、論述内容および引用文献の取捨選択は適切に行われているか。
- 1-3. データおよび方法論・手法の選択および適用方法は妥当か。

1-4. 得られた結論には、新しい知見や有用な情報が含まれているか。

1-5. 内容にあった論文タイトルとなっているか。

2. 内容の新規性・独創性・研究史上の意義および問題点・疑問点

2-1. 新規性・独創性・研究史上の意義がどこに認められるか。

2-2. 論文としての問題点・疑問点がどこに認められるか。

3. 学術論文としての文章表現および体裁の適合性

(査読結果の分類)

査読者は、「全般的意見」と「個別指摘事項」および「総合判定」の3種類の意見を査読結果として述べるができる。ただし、総合判定で「掲載不可」と判断するときには「個別指摘事項」を付けなくてもよい。

(全般的意見の内容)

査読者は、「全般的意見」において、「総合判定」の理由ならびに原稿の評価点および批判点を総括し、具体的かつ簡潔に記載する。著者に修正を求める具体的な事項を「全般的意見」に記載してはならない。

(個別指摘事項の内容)

査読者は、「個別指摘事項」において、以下に分類する3種類の事項を指摘することができる。いずれの指摘も投稿者が修正対応表を作成しやすいよう通し番号を付けなければならない。また個々の指摘は簡潔かつ明瞭に述べることとする。

I. 加筆・修正が不可欠であると考えられる指摘事項

この指摘に従わなければ「総合判定」で「b」あるいは「c」と判定できないと査読者が考える重大な事項。ただし原稿の内容について責任を負うのは著者であり、見解の相違をここに含めてはならない。

II. 加筆・修正が望ましい事項

この指摘に従わなくても総合判定で「b」あるいは「c」と判断できるが、可能であれば従ってほしいと査読者が考える指摘事項。

III. 書式および形式上の指摘事項

投稿規程及び執筆要領に定められている書式および形式からの逸脱や誤字・脱字などの事項。ただし、定められた書式および形式に従った原稿の提出は著者の責任であり、査読者は書式上の問題を細部にわたり指摘する必要はない。

(総合判定の段階)

査読者は、査読を依頼された原稿の総合判定を以下の4段階で行う。

- a. 原稿のまま掲載可
- b. 加筆・修正後に掲載可
- c. 加筆・修正後に再査読が必要
- d. 掲載不可

(編集委員会における掲載可否の判定)

編集委員会は査読結果を資料として投稿原稿に関する審査を行い、以下の4段階で掲載可否の判定を下し、審査結果とする。

- A. 原稿のまま掲載可
- B. 加筆・修正後に掲載可
- C. 加筆・修正後に再審査が必要
- D. 掲載不可

(審査結果の通知)

編集委員会は審査結果を投稿者に通知する。この通知には、審査結果、査読結果のほかに、編集委員会からの意見を付して著者に加筆・修正を求めることができる。

(投稿論文の受理)

審査結果が「A」の場合、編集委員会は投稿原稿を受理し、学会誌への掲載作業を開始する。

(再提出および再審査)

審査結果が「B」であるときには、投稿者は審査結果に基づいて修正稿を作成し、再提出することができる。また、審査の結果が「C」であるときには、投稿者は審査結果に基づいて修正稿を作成し、再審査を求めることができる。修正稿の提出期限は審査結果報告書の発行日から1ヶ月以内を目安とする。ただし、編集委員会が認めるときにはこの限りではない。

投稿者は修正稿を提出するにあたって、審査結果に対する回答票および修正対応表を作成し、提出しなければならない。回答票および修正対応表の様式は別途定める。

(再提出原稿の扱い)

審査結果「B」に基づく再提出では、修正稿が審査結果の指摘事項に対応できているか否かを、回答票および修正対応表を基に編集委員会が判断する。対応できていると判断された場合、編集委員会は当該原稿を「A」と判定し、審査結果とする。十分な対応ができていないと判断した場合には、編集委員会は判定を延期し、投稿者に対し再度修正稿の提出を求めることができる。

(再審査論文の扱い)

審査結果「C」に基づく再審査では、新規投稿と同様の審査を再度行うが、査読者は回答票および修正対応表を踏まえた査読結果を編集委員会に述べることができる。

(付記) この規程の変更は編集委員会が行い、理事会の承認を受け、学会ホームページで公示する。
この規程は 2010 年 11 月 29 日から実施する。

7) 次期大会の開催地等について

次期第 53 回大会は、九州・沖縄部会のお世話により、鹿児島大学で開催されることになりました。現在のところ、日程は以下の予定です。例年とはシンポジウム・個別報告の開催曜日が異なっておりますので、ご注意ください。

2011 年 11 月 4 日 (金) 各種委員会、理事会
5 日 (土) シンポジウム
6 日 (日) 個別報告等

また、これとは別に日韓交流特別委員会では韓国での研究交流会を企画しております。詳細が決まりましたら連絡いたします。

4. 事務局からのお知らせ

1) Web サイトの変更について

学会 Web サイトの URL が変更になりました。新たな URL は <http://jrfs.org/> になります。なお、同サイト冒頭では東北地方太平洋沖地震で被害を受けられた皆様への緊急声明を掲載しております。

2) 海外在住会員会費のクレジットカード払いについて

海外在住の会員は、PayPal のシステムを利用してクレジットカードにより年会費を支払うことが出来るようになりました。詳細につきましては事務局までお問い合わせください。

地域漁業学会 <http://jrfs.org/>
本部事務局 〒890-0056 鹿児島市下荒田 4-50-20
鹿児島大学水産学部内 Tel&Fax 099-286-4280
担当 佐久間美明 chiikioffice@gmail.com
郵便振替：01750-0-83886 銀行振込：鹿児島銀行 きしゃば支店 普通 834624